

第20回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和7年2月20日（木）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和7年2月20日（木）午前10時00分から午前11時36分

2. 開催場所 壬生町役場 特別会議室1・2

3. 出席委員 10人

会長 10番 大橋 好一

会長職務代理者 8番 琴寄 成人

委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男
9番 木野内佳代子

4. 参集推進委員

高山ゆき子推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について

議案第6号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について

議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案について

報告第1号 非農地証明願の件について

報告第2号 農地法第3条の1の規定による届出の件について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

報告第4号 農地法第4条の規定による届出の件について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の件について

報告第6号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願の件について

報告第7号 農地法第5条の規定による許可処分の取下願の件について

その他

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 宇賀神 尚
局長補佐 赤羽根和男 主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和7年2月20日（木）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第20回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。また、高山ゆき子推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 改めましておはようございます。このところ大寒波が襲来し、東北地方から北陸地方にかけての大雪の報道がなされておりますが、ここでは、好天続きで、心配なのは乾燥による火災程度であります。地域によっては天候によって非常にご苦勞をされている方が多くいらっしゃることに心が痛む思いであります。ところで、皆様お忙しい中、昨年から取り組んでいただいた地域計画もまとりつつある状況の中で、この後も地域計画案の報告について議題が挙がっておりますが、地域計画は形ばかりの計画ではなく、この先5年後、10年後の農地をしっかりと維持する計画です。明日は認定農業者の視察研修があり、その中でも話をしようと思っておりますが、認定農業者を中心として、町の農地を守っていただきたいと思いますと思っております。私たちも農業委員として地域を代表して、農地を守るけん引をしていければと思っておりますので、皆様には健康に留意され、取り組みを推進していただきますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

- 議長 それでは、1番 早乙女春香委員、2番 安納一雄委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（原宿） 自作地 63畝

譲受人 _____（原宿） 自作地 267畝 借受地 80畝
（土地の表示）

壬生町大字藤井字道上 _____ 田 2385㎡

売買による所有権移転 _____ 円/10a 稼働3人

なお、第1項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る2月15日に私と安納一雄農業委員、鈴木 進吉推進委員と、譲受人の _____ 氏立会いのもと、現地確認をいたしました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上ご報告

いたします。

○議長　ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第１号第１項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長　次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第 1 項

申請人 (北原)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字北原_____畑 6003㎡のうち
2232.67㎡

園芸用土採取及び搬出入路

○議長　ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る２月１４日の調査委員会において調査済みですので、第１項案件について、調査委員長の ５番 鯉沼 玲子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 5 番 鯉沼 玲子 委員（1 項案件について報告）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る2月14日金曜日に、私と大関孝男委員、葭葉孝男委員、早乙女和弘推進委員、高山ゆき子推進委員、岡 洋子事務局長、宇賀神 尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約800メートルのところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、申請人は園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側は2メートル、西側は1メートル、南側は0メートル、北側は1メートルを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削深は、最大1.7メートルとなっています。埋戻用土の調達方法は、_____にある_____から1トン当たり_____円で購入する契約を締結しております。採取した土は、_____の有限会社_____、_____等に販売する予定となっております。

事業資金_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣接土地所有者の転用同意書は添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて、厳重に指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

賃貸人 _____（東原）

賃借人 株式会社 _____
代表取締役 _____（宇都宮市）

（土地の表示）

壬生町大字福和田字東原 _____ 畑 14004㎡のうち
9285.76㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第2項

賃貸人 _____（小山市）

賃借人 _____（台宿）

（土地の表示）

壬生町大字羽生田字三番塚 _____ 畑 743㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る2月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 5番 鯉沼 玲子 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第4条の現地調査と同じ2月14日金曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、 _____ の西側のところに位置しており、農振農用地に該

当します。

事業計画書によると、賃借人は、一般土木建築業及び園芸用腐葉土、鹿沼土の販売等を主な生業としております。赤玉土・鹿沼土採取のため、隣接地から保安距離を東側4メートル、西側3メートル、南側1メートル、北側2メートルを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削深は最大2メートルとなっています。埋戻用土の調達方法は、_____にある自社のストックヤードにある残土を予定しております。採取した土は、_____にある有限会社_____に販売する予定となっています。

事業資金_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣接土地所有者の転用同意書は、南側を除き添付されております。南側については、登記名義人が死亡しており、連絡がとれた相続人は、相続放棄をしているとのことです。また、誓約書は添付されております。

当該地は、利用権が設定されておりますが、耕作者の同意書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取及び搬出入路としての一時転用であることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員

本日の資料の図面を見ますと、申請地の中に家が建っているのですね。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

図面の中に、今回の農地の所有者の家があり、地番が付いておりますが、この宅地は申請地とは別の筆になっております。

●3番 高橋 宏治 委員

わかりました。

○議長 その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、2月27日開催の、栃木県農業会議 常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 5番 鯉沼 玲子 委員

●5番 鯉沼 玲子 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____から東に約730メートルのところに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、賃借人は、赤玉土の採取、製造、販売を生業としております。赤玉土・鹿沼土採取のため、隣接地から保安距離を南側2メートル、北側、東側、西側は1メートルを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削深は最大1メートルとなっています。埋戻用土の調達方法は、町内にある自己所有のストックヤードにある残土を予定しております。採取した土は、壬生町にある有限会社_____に販売する予定となっています。

事業資金____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

隣接土地所有者の転用同意書は、添付されております。また、誓約書も添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、赤玉土採取の一時転用であることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、

調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」ご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (東原)

賃借人 _____ (芳賀町)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字東原 _____	畑	1 7 3 2 m ²
壬生町大字福和田字東原 _____	畑	4 3 9 4 m ²
	採取面積計	6 1 2 6 m ² のうち
		4 6 7 9 m ²
壬生町大字福和田字東原 _____	畑	7 7 7 m ²
壬生町大字福和田字東原 _____	畑	5 2 5 m ²
	搬出入路面積計	1 3 0 2 m ² のうち
		2 9 6 m ²
	合計	7 4 2 8 m ² のうち
		4 9 7 5 m ²

園芸用土採取及び搬出入路を目的として令和6年3月28日付で一時

転用の許可を受けておりますが、今回、令和8年3月27日までの1年間の許可期間の延長を目的とした事業計画の変更申請となっております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る2月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の5番 鯉沼 玲子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 鯉沼 玲子 委員（1項案件について報告）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第4条、第5条の現地調査と同じ2月14日金曜日に、同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

本案件については、転用目的が園芸用土採取で許可を受けていたものを、令和8年3月27日まで許可期限を延長するものです。期間延長の理由については、赤玉土の採取に時間がかかり埋戻しの時間が確保できなくなったためです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

なお、本案件には、新規分賃借権の案件で私が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されておりますので、当該事案の議事については、私は退席することになります。

それでは、改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権の設定等各筆明細に従いご説明いたします。

議案書7ページ、8ページ、利用権設定の新規・賃借権分について、記載のとおり8件の申請で、面積合計が30,592㎡となっております。

次に議案書9ページ、利用権設定の新規・使用賃借権分について、記載のとおり申請が2件、面積合計が7,412㎡となっております。

次に議案書の10ページ、利用権設定の再設定・賃借権分について、記載のとおり申請が1件、面積合計が2,468㎡となっております。

次に議案書11ページ、利用権設定の再設定・使用賃借権分について、記載のとおり申請が1件、面積合計が1,898㎡となっております。

次に議案書の12ページ、一括方式の新規・賃借権分について、記載のとおり申請が1件、面積合計が10,790㎡となっております。

次に議案書の13ページ、一括方式の新規・使用賃借権分について、記載のとおり申請が1件、面積合計が2,482㎡となっております。

最後に、議案書の14ページ、15ページ、所有権移転分について、記載のとおり申請が6件、面積合計が22,182㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ここで、議長を琴寄職務代理に交代し、退席いたします。

(大橋会長 退席)

(琴寄職務代理 議長席に着席)

○議長 (琴寄職務代理)

会長退席のため、議長を務めさせていただきます。

先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 (琴寄職務代理)

4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

議案書8ページで、借賃、借賃の支払方法が書いていないところがあるのですが。

●事務局説明 (宇賀神農地調整係長)

前のページのからの続きとなっております、全部で8筆分となっております。

●4番 刀川 正己 委員

わかりました。

○議長 (琴寄職務代理)

その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長（琴寄職務代理）

発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（琴寄職務代理）

全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長（琴寄職務代理）

ここで、退席されていましたが大橋会長にお戻りいただき、議長を交代したいと思います。

(琴寄職務代理 自席へ 着席)

(大橋会長 議長席へ 着席)

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員

ひとつ、質問をよろしいでしょうか。議案の利用権設定等の各筆明細の中に、利用権設定の借賃の支払方法があるのですが、この項目は議案を決するにあたって必須なのですか。この項目を取えて入れる理由があるのですか。

●事務局（宇賀神農地調整係長）

以前からこの利用権設定等の各筆明細の様式がこの内容になっていたの
で、理由はわからないのですが。

○議長 利用権の申込用紙に同じ内容を記入するようになっていて、支払い方法と、
いつ頃支払うか記入するようになっているのです。

●3番 高橋 宏治 委員

ただ、内容を同意する際にこの内容が入っているのはどうかと違和感があった
だけですので。わかりました。

○議長 後で、農政課にこの様式について確認してみてもいいのでは。

●事務局（宇賀神農地調整係長）

わかりました。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

この農地バンクの貸借はもう通っているのですか。

○議長 この今日の総会で通ったら、農地バンクで決定になります。

●4番 刀川 正己 委員

農地バンクで決定した場合に、借賃を持参する場合はあるのでしょうか。

○議長 例えば、物納は持参ということになるのですが、米1俵という場合は、自分
で個人的に農地所有者に持っていくようになっています。

●4番 刀川 正己 委員

利用権設定はもう終わりなのですね。

○議長 3月の申請受付で終わりになります。

●4番 刀川 正己 委員

農地バンクを通しての貸借であると、口座引落の方法だけと聞いていたの
ですが。

○議長 農地バンクで一度所有者から借りて、耕作者に貸し出す形なので、現金は扱
わないと思います。耕作者から借賃を納めてもらって、所有者に支払うわけ
ですから。ですので、口座振込の他、物納もありますし、使用貸借もあり、それ
は今後も議案として載ってきます。

○議長 次に議案第6号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用をもつての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第6号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」、農用地区域の変更明細（他の土地利用をもつての除外）に従いましてご説明いたします。議案書の17ページをご覧ください。今回の案件につきましては、

1 番

壬生町大字助谷字西原_____の一部 畑 499.94㎡

自己用住宅敷地を目的とした除外の申請で、土地利用予定者は_____・_____
_____夫妻となっております。

2 番

壬生町大字下稲葉字磐裂_____ 田 638㎡

農家自己用住宅敷地を目的とした除外の申請で、土地利用予定者は_____
_____氏となっております。

説明は以上です。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る2月14日の調査委員会において調査済みですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番の案件について、調査委員長の 6番 大関 孝男 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 大関 孝男 委員（1番の件について報告）

議案第6号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件」について、審査会の審査結果をご報告いたします。

審査等については、2月14日金曜日に私と、大橋好一会長、琴寄成人職務代理、鯉沼玲子委員、葭葉孝男委員、宇賀神尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐、農政課 糸川^{ひろえ}紘慧主査の8名で行いました。

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご

報告いたします。

申請地は、_____から北西へ約1キロメートルに位置する農地です。土地の所有者は_____氏、土地の利用予定者は_____氏で、農家住宅用敷地を目的とした除外の申し出となっております。_____夫妻は現在、壬生町内のアパートに住んでおり、住宅の建築を検討していました。本人は、イチゴ栽培を行う農家であり、所有する農地については、他法令の要件を満たすところがなく、父親が所有する土地及び周辺土地を複数検討したところ、条件に合う建築可能な土地が申請地以外になく、今回の申し出に至ったということです。

申請地は一団農地の縁^{えんべんぶ}辺部にあり、周辺農地への影響が少なく、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用区域以外に代替する土地がないこと
 - ・農用区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること
 - ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われますので、審査会としましては、農用区域除外はやむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員
この____さんはどこでイチゴを栽培しているのですか。

●6番 大関 孝男 委員
____です。

●9番 木野内 佳代子 委員

_____の北の方ですよ。

● 6 番 大関 孝男 委員
_____には入ってませんが。

○議長 よろしいですか。その他何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 6 号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1 番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第 6 号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1 番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、議案第 6 号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2 番の案件について、調査委員長の 6 番 大関 孝男 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 6 番 大関 孝男 委員（2 番の件について報告）

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2 番について、ご報告いたします。

申請地は、_____より南西へ約 1.4 km に位置する農地です。農家住宅敷地を目的とした徐外の申し出となっております。_____ご夫妻は、現在_____の借家に住んでおり、平成 25 年より農業に従事しております。次年度には、本家の農業の一部を継承する予定であることや、下稲葉地域での耕作の依頼が増加してきたことに伴い、繁忙期の対応や農作物の盗難の心配などを考え、なるべく移動の少ない下稲葉地域内で生活できないかと自己用住宅を計画しました。農機具のある本家や耕作地の近くであることを条件に検討したところ、_____が保有する土地では難しく、周辺農地に影響の少ない第三者の農地を購入し住宅

を建築しようと、今回の申し出に至ったということです。

申請地は一団農地の縁辺部^{えんぺんぶ}にあり、周辺農地への影響が少なく、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地がないこと
 - ・農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること
 - ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
 - ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われまので、審査会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員

先ほどの2件で気になったことがあるのですが、1番では自己用住宅となっていて、2番では農家自己用住宅となっていますが、この記載の違いは、住宅を建てる際に何か違いがあるのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

早乙女委員がおっしゃるように、どちらとも農家住宅ではありますが、この表記については、除外の申請書に記載されている内容を記載してものになりまして、おそらく、一般的な住宅では調整区域内では500㎡が上限となりますが、今回の申請では638㎡となっており、農家住宅でなければありえない面積でありますので、申請書の記載が農家自己用住宅という記載になっているのかと思います。

●1番 早乙女 春香 委員
わかりました。

○議長 それでは、その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第6号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案について」、ご説明いたします。委員の皆様にご尽力いただき、地域協議等を開催いたしまして、地域計画案が出来上がりました。地域計画については、農業委員会、土地改良区、JAといった関係機関に意見照会をすることとなっており、今回農政課から地域計画案に意見照会がありましたことから、今回議案に上程させていただきました。お手元にある計画案は委員の皆様の担当地区分のみをお配りしております。概要を説明させていただきますと、計画書部分と地図部分の二本立てになっております。計画書部分では、地域における農地の状況、現状、課題、将来の在り方や目標等を記載しております。後ろの方に、4番で地域内の農業を担う者一覧ということで、農業者の氏名が記載されているページがあり、こちらについては、認定農業者や人・農地プランの中心経営体、新規就農者、主に2反歩以上で集計をしておりますが、一定以上の耕作面積を持つ耕作者で、その地域の農業を担う者として、地域協議での話し合いも参考にしながら農政課で農業者を抽出して記載しているものになります。その方の耕作地や耕作予定地を地図に表したものが、一番最後のページにある目標地図となっております。本来は目標としての利用の色合いを強くして、農地集積・集約化を進めることを想定した地図を

作って、それに向けて実際に集積・集約を進めていくというのが国の求めているものになりますが、圃場整備等を行わなければ実現は難しいものとなりますので、壬生町としては、農地台帳をベースに、地域協議で示していただいた相対で耕作している農地を加えたより現況に近い地図となっております。実際に他市町の状況を聞きますと、現況地図に策定する市町が多いようです。今回この地図を作りましたが、これがスタートとなり、これから地域の実情に応じて農地の貸借、集積・集約をいただくことになります。説明は以上となります。

○議長　ただいま事務局から説明のありました「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長　この地図につきましては、農政課から提供いただいた情報の他、地域協議で地域の皆様から意見をいただいた内容を反映させた精度の高いものとなっていると思います。基礎が出来たら、これからは毎年修正していくこととなりますが、これを各地域で出してお意見をうかがって農政課に提出することとなりますが、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。地域での座談会を行い、その後、地域の方と話す機会があったかと思いますが、その際に意見をいただいたこと等あれば、と思うのですが。

○議長　4番　刀川　正己　委員

●4番　刀川　正己

地域の座談会では、やる気のある方がいても、圃場整備、土地改良が行われていない農地ですと、条件が良くならないという意見を聞きました。

○議長　圃場整備が進んでいる地域、これから計画を進めている地域等ありますが、圃場整備をして、農道や用排水路を整備すれば、水田については、大型機械も入りやすくなり、耕作を効率的に出来るようになると思います。琴寄職務代理の地域の上稲葉地区では現在圃場整備を進めていますが、何かございますか。

●8番　琴寄　成人　職務代理

刀川委員のおっしゃるとおり、農地が複雑で1筆の面積が狭く、農道も整備されていない状態では大型機械が入っていけない現状です。ですので、土地改良の方も、1区画1町歩を中心的に行っていこうということで、多くの方がそういう

考えでおります。

今の土地改良は個人負担がないようなシステムになっています。平成20年前後には1割ほどの負担があったのですが、今は85%以上集積・集約すると、12.5%の国からの補助が出ます。2.5%の余剰金が改良区に入ってきますので、土地改良はお金がかかるからということはありません。施設園芸ですと井戸を掘らなければなりません、それも考慮していい方向に進めている状況です。

○議長 土地改良を行う際に、要件に合致するような補助金がいくつかあって、それを活用して、個人負担がないような形で土地改良ができる仕組みになっています。土地改良区には、県職員を退職されて、再任用になった職員の方が2名いまして、国からの補助金の申請についてやり取りをしていただいて、補助金をもらうための申請について手続きを進めていただいています。これから土地改良を行うところは、地域計画も絡めて進めていければわかりやすいかと思います。

ところで、地域計画の意見照会の日程はできていますか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

日程は、以前、地域協議を開くということで話をさせていただいたのですが、農政課で検討を行いまして、3月17日、18日に転作の説明会を行う予定だそうで、その説明会が終わった後に、地域計画について説明を行うということです。

○議長 先ほど事務局から説明があり、3月17日、18日に転作の説明会の後に説明を行うそうですので、委員の皆様にも是非出席いただきたいと思います。

○議長 それでは、議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案について」、採決に入ります。議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

○議長 全員賛成ですので、議案第7号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）案について」は、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を提出します。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の18ページのとおり2件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、担当地区委員の方から現地調査の結果報告をいたします。

●1番 早乙女 春香 委員（1項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る1月9日に、私と鈴木進吉推進委員とともに現地を確認してまいりました。ずっと以前から、この農地は、住宅敷地とそれにつながる雑種地として利用されていたことを確認してまいりましたことをご報告いたします。以上です。

○議長 ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、私が地区担当委員ですので、結果報告をいたします。

●10番 大橋 好一 会長（2項案件について報告）

報告第1号 非農地証明願の第2項の件について説明いたします。2月4日に、私と戸崎裕司推進委員、行政書士の立会いのもと、現地確認をしてまいりました。現地の状況を知っていますが、かなり以前から家が建っていて、現在は更地となっていますが、非農地の状況であったことを報告いたします。以上になります。

○議長 それでは、ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の1の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の1の規定による届出の件について」は、議案書の19ページのとおり1件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、農地バンクを通しての農地の売買において、農地所有者から農地バンクへの所有権移転を伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の20ページから21ページのとおり5件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に報告第4号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の22ページのとおり1件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号は終わります。

○議長 次に報告第5号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第5号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の23ページのとおり5件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号は終わります。

○議長 報告第6号「農地法第3条の規定による許可申請の取消願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第6号「農地法第3条の規定による許可申請の取消願の件について」は、

議案書の25ページのとおり1件の届申請がございました。

内容については、令和6年11月5日付売買による所有権移転として許可申請書が提出された案件ですが、令和7年1月17日付で譲渡人 _____氏、譲渡人 _____氏より、農地法第3条の規定による許可申請の取消願が提出され、令和7年1月20日付で書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第6号は終わります。

○議長 報告第7号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第7号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の27ページのとおり1件の届申請がございました。

内容については、令和6年3月28日付壬農委指令第5-33号にて、園芸用土採取のための1年間の一時転用で、賃借権の設定として許可指令書を交付した案件です。取消理由に記載がある通り、当該農地が文化財埋蔵地であり、事業の遂行が困難と判断したため、令和7年1月30日付で賃借人の _____氏より、農地法第5条の規定による許可処分の取消願が提出され、令和7年2月3日付で書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 職務代理

●8番 琴寄 成人 職務代理

この埋蔵文化財の発掘は教育委員会が行うのでしょうか、発掘の期間というのは、埋蔵の量などもわからないから決まらないのでしょうか。埋蔵文化財のある場合の農地の取扱いというのはどのようになっているのですか。

○議長 歴史民俗資料館の職員などが埋蔵文化財保護地域ということを確認している

のでしょう。

● 9 番 木野内 佳代子 委員

それとも、掘り出したら埋蔵文化財が出てきたということなのですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

埋蔵文化財の場所を図面化したものがありますので、農地を掘る計画があった際には、生涯学習課や歴史民俗資料館に相談に行ってもらって、そこでの指示に従って、事業を行ってもらう形になりますが、ここに文化財がありそうだから少し掘らせてほしいということになれば、その期間は作業が止まってしまいますし、統一的にそうなるというわけではなく、その案件ごとに、担当部署で判断によるところとなります。今回は資料館の方の判断内容で、業者がこの農地を掘るのは難しいと判断して、許可取り消しの申請をした状況なのではないかと思います。

● 8 番 琴寄 成人 職務代理

発掘する基準というのがあるのでしょうか。

○議長 発掘調査をするとすると、何年かかるかわからないわけですからね。ですから、園芸用土採取を行う際には、教育委員会の了解を得るわけですね。

●事務局（宇賀神農地調整係長）

そうです。教育委員会に確認してもらっています。

○議長 その他に、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第7号は終わります。

○議長 その他に何かございますか。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第20回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前 11 時 36 分閉会】

会 長 大橋 好一

1 番 早乙女 春香

2 番 安 糸内 一 広佳